

# 余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を図るため、次のとおり余裕期間を設定した工事である。

## 1 工期の設定

(1) 本工事は以下のとおりとする。

全体工期：契約締結日の翌日から工期末まで

余裕期間：契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

実工期：令和6年10月1日から令和7年3月18日まで

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

(2) 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができるものとする。

## 2 技術者等の配置

余裕期間内は、現場代理人又は監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の配置を要しない。

## 3 前払金

受注者は、前払金の対象となる工事においては、実工期の始期以降でなければ前払金を請求することができない。

## 4 工事实績情報の登録

(1) 工事实績情報システム（CORINS）への登録申請は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日等を除き、契約締結後10日以内に行わなければならない。

(2) 現場代理人又は監理技術者等の従事期間については、実工期とする。

## 5 その他

(1) 受注者は、契約締結後14日以内に余裕期間を含めた全体工期を記載した工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 原則として、実工期の始期に監理技術者等を配置できない場合は、建設業法等に違反するため、契約を解除する。

## 6 適用の除外

低入札価格調査等により、契約締結日が実工期の始期以降になった場合は、余裕期間は適用しない。